

平成24年度 授産製品の評価・商品開発事業 実施要綱



1 趣旨

道内の授産施設・事業所における平均工賃は、全国平均の工賃を上回っておりますが、年金等と併せても地域で経済的に自立した生活を送る水準に達していない状況であり、工賃向上に向けた取組の充実が求められています。

そこで、授産施設・事業所の商品力の向上を図ることを目的に、販路開拓を図る授産製品について、一般購買者からの評価・ニーズを踏まえ、専門家（商業デザイナー、フードコーディネーター等）からの具体的な指導・助言等を行い、市場ニーズを踏まえた商品開発につなげるために実施します。

なお、本事業は、北海道社会福祉協議会が、北海道より「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」第31号第1項に基づく「障がい者の就労を支援する施策を推進する業務」の指定法人の指定を受け実施するものです。

2 主催 北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター

3 実施内容 施設・事業所で現在作製している商品を元に、専門家（商業デザイナー、フードコーディネーター等）を派遣し、商品評価、技術指導、市場評価・商品開発等の指導・助言を行う。

4 対象製品 授産施設・事業所等で製作されている又は製作予定の日用品、消耗品、加工食品等

5 実施数 1施設・事業所 1製品又は1原材料 × 5品程度

6 実施経費 商品評価等を行う際の試作にかかる材料費等は、各施設・事業所の負担となります。
専門家評価、専門家派遣等にかかる経費（謝礼、旅費、販売手数料等）は本センターにて負担します。

7 実施報告 事業終了時には、結果報告書と商品の成果品を提出してください。
（必要な書類等は、実施決定の際に併せてお知らせします。）

8 申込について

評価・商品開発事業を希望する施設・作業所は、別紙申込用紙に必要事項を記入のうえ、平成24年9月14日(金)まで、評価・開発を受けたい商品又は素材・原料の見本と一緒に、下記までに申込みをしてください。

申込み内容を本会にて選考し、実施商品を決定します。実施の可否は平成24年9月下旬までに、申込み施設・事業所宛通知します。（申込時に提出いただいた見本の商品等は、加工食品等を除き、可否決定時に返品します。）

北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 3階
TEL 011-241-3982 FAX 011-280-3162 〔担当：高橋〕

9 留意事項

- ・商品評価・商品開発は、1施設・事業所について1製品又は1原材料のみとさせていただきます。
- ・事業実施における評価・商品開発における専門家の指導技術等の成果は、広く情報として本会ホームページに掲載いたしますので、あらかじめご承知おきください。

平成24年度
授産製品の評価・商品開発事業
申込書

施設・事業所 名称			
施設・事業所 障がい種別			
代表者氏名		担当者氏名	
住所 連絡先	〒 TEL () — FAX () — ----- E-mail		
評価・ 商品開発を 希望する製品 ・原料の概要	商品 名		
	価 格	円 (原価 円)	販売 実績 年間 個
	原 材 料		
評価・商品開 発の希望理由			
商品改良・開 発の想定コン セプト			

評価・開発を受けたい商品又は素材・原料の見本と同封の上、申込みをして下さい。

※ご記入いただいた情報は当該事業の運営及び統計資料の作成に使用いたします。

上記以外の目的で本人の了承なく個人情報を第三者に開示することはありません。

※申込後の変更、キャンセル等の際は、必ずご連絡ください。